

山形募発第96号  
令和4年8月18日

山形県共同募金会  
各共同募金委員会事務局長 様

社会福祉法人山形県共同募金会  
事務局長 嶋貫 修 [公印略]

### 「石川県8月大雨災害義援金」の募集について

令和4年8月3日から大雨は、石川県内各地で家屋の浸水等多くの被害をもたらし、県内7市町（金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、川北町）に災害救助法が適用されました。

石川県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施することになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても関係各所への広報、周知について、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、お寄せいただく義援金については、石川県に設置される義援金配分委員会で対象範囲・金額等を協議のうえ決定し、被災自治体を通じて被災者に配分される予定です。

### 記

#### 1. 義援金の名称

「石川県8月大雨災害義援金」

#### 2. 受付期間

令和4年8月12日（金）から令和4年12月28日（水）まで

#### 3. 貴会に直接義援金が寄せられた場合の対応

- (1) 寄付者に対し、貴会委員長名義の領収書を発行してください。
- (2) 受け入れた義援金は、預り金通帳に一時預入れ、適宜石川県共同募金会の受入口座に送金してください。受入口座は、別添「石川県8月大雨災害義援金」募集要綱をご参照ください。
- (3) 送金と同時に、義援金寄付者名簿を本会へ送付ください。なお、寄付者が税制上の優遇措置を希望される場合は、石川県共同募金会の領収書が必要になりますので、備考欄にその旨を記載ください。

## 「石川県8月大雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人石川県共同募金会

### 1 趣旨

令和4年8月の大雨により、石川県内では人的な被害をはじめ家屋の浸水等の被害が発生し、複数の自治体で災害救助法が適用されました。

石川県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

### 2 義援金の名称

「石川県8月大雨災害義援金」

### 3 受付期間

令和4年8月12日（金）から令和4年12月28日（水）まで  
（被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

### 4 義援金の受入れ

#### (1) 指定口座による受入れ

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
北國銀行	県庁支店	普通預金 024222	シヤカイケンホウジンイシカワケンキョウトウホクケンカイ 社会福祉法人石川県共同募金会 8ガツオオアサイカゲイケンキン 8月大雨災害義援金
ゆうちょ銀行	00110-8-731767		イシカワケンキョウトウホクケンカイ8ガツオオアサイカゲイ 石川県共同募金会8月大雨災害 ギケンキン 義援金

※1 北國銀行各店からの窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、手数料が免除されます。

※2 全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込・振替は、8月15日（月）から手数料が免除されます。（ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。）

※3 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※4 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

#### (2) 現金書留による受入れ

（※料金免除の取扱いを申請中です。）

#### (3) 本会窓口による受入れ

（場 所）石川県共同募金会事務局（金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館2階）

（受 付）月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間  
（祝日を除く。）

## 5 義援金の配分

お預かりした義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、市町を通じて被災者の皆様にお届けします。

## 6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。この募集要綱は、本会ホームページからも取得できます。

なお、都道府県共同募金会において、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入の上、本会へ送付ください。後日、領収書を発行いたします。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当

## 7 その他

災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

## 8 問い合わせ先

社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館2階

TEL 076 (208) 5757 FAX 076 (222) 8900

(a-isk@akaihane-ishikawa.or.jp)

## 附則

この要綱は、令和4年8月12日から施行する。